

推薦書の記入にあたって

<表彰と個人情報保護について>

表彰と個人情報保護の関連については、十分な整理が出来ていないのが現状です。市町、都道府県、国いずれの表彰・顕彰にあっても、自己申告により行うものでない性格上、推薦者は、何らかの方法で個人の経歴あるいは業績等を限られた情報源から収集し、表彰者は、その推薦に基づいて審査しなければなりません。

※1 そのプロセスは当面、その時点で考えられる限りの注意を払い、個人情報の厳格な管理、正確な情報の取得、不要と思われる情報は収集しない、また削除する、審査過程の公正、公表時における名簿への掲載範囲等の配慮等に県社協及び推薦者となる市町社協においても遺漏ないように努めていただきたい。

※2 プロセスとは、個人には被表彰の対象であることを告げずに情報収集し推薦依頼者である上部団体に調書を送付する行為。この過程で留意しなければならないことは、正確な事実関係を合法的な手段により入手した情報に基づき調書を作成することです。

万が一、本人から情報の入手方法、選考過程の情報開示を求められた時、誤った事実が選考に影響したことが明らかになると、表彰行為自体の信頼性を損なうことにもなりかねません。

<本会における個人情報保護について>

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会個人情報保護規程及びプライバシーポリシーを遵守し、個人情報保護に努めます。

<推薦書の記入と送付>

- 推薦書の記入の前に表彰規程、審査基準表をご確認の上、記入してください。
- 書き損じや不要なコピーの廃棄等に配慮し、メールで送信した推薦書の様式に直接入力してください。
- 修正等が生じる可能性もありますので、各個人調書は上書きせず、様式はパソコン内で複写して、推薦者分の全データをいつでもプリントできるよう保管してください。
- 作成したデータ及び審査資料等は、パソコン内に残さず、CD・DVD又は他の媒体にて保管し、不特定の者が閲覧出来ないように責任者が管理してください。
- 個人情報は、本表彰、全社協会長表彰及び厚生労働省等一連の福祉顕彰にのみ使用し、他の目的に利用、特に審査調書を他用でコピーする等は絶対にお止めください。
- 必要な枚数分をプリントし、送付してください。

<推薦書項目の記入方法>

項 目	内 容
推薦順位	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰区分ごとに正確に順位をつけてください。 ・表彰枠は、市町別に設けておりませんが、本縣市町数と表彰規程第7条「表彰状・感謝状の数」を参考に適正な数の推薦にご配慮ください。
氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ご記入いただいた氏名をもとに、名簿・表彰状・感謝状を作成いたしますので、<u>ふりがなを含め正確にご記入ください。</u> ・常用漢字以外の漢字を使用する場合は、その部分だけ手書きとして、特にはっきりと楷書でご記入ください。
在職期間 ・ 勤続年数	<ul style="list-style-type: none"> ・各表彰の要件に該当する役職の年数のみ令和5年4月1日時点で通算してご記入ください。(ただし、表彰月に現職であること) ・「経歴概要」の通算合計と一致するようにください。 ・1か月未満は切り捨ててください。 ・在職期間算定は、就業規則により定められた休暇は算入します。 ・私的事由による休職、1か月以上連続した休暇は算入しません。
現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、自宅の住所をご記入ください。 ・被表彰者名簿への記載は市町名までとなります。
職 業	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を得ているものとし、無給の名誉職は含みません。 ・被表彰者名簿に記載する職業を1つだけご記入ください。 ・固有名は不要です。「自営業」「会社役員」「団体職員」等就業形態による分類によりご記入ください。 ・無職の場合は「無職」とご記入ください。
施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び本部事務局専任職員の場合は、「施設名」の欄は記入しないでください。 ・複数の施設を兼任している場合は、主たる所属施設の名称をご記入ください。
表彰歴	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に限定してご記入ください。 ・業種別表彰は、基準表にいう種別協議会、その他団体に該当します。 ・表彰年月日、功績内容、表彰名は正確にご記入ください。
経歴概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「在職」「勤続」年数の合計が概要の期間合計と一致するようにしてください。(兼務期間の合算はできません)

具 体 的 事 項

<社会福祉施設功勞>

1 県共同募金会、県社会福祉協議会表彰の推薦を同じ年度に行うことは可能か？

両者で調整を行います。重複して推薦することはご遠慮ください。

2 表彰区分と直接異なる他の表彰区分で推薦することは可能か？

施設経営を目的とした一般の社会福祉法人を「民間団体」と位置づけて「社協・民間福祉団体功勞」枠で推薦することはできません。

3 成績顕著及び優秀の解釈は？

施設における永年勤続や職務に熱心というものではなく、例えば種別協議会の役職について指導的役割を果たしている、又は具体的な事業について成果をあげている。さらに、市町行政や市町社協等の各種委員会等に参画し市町の福祉向上に貢献している場合などが考えられます。

4 介護保険制度や障害者総合支援制度のもとで、市町社協が実施しているサービス従事職員については、「社協・民間団体功勞」の枠内で推薦できるか？

社協が取り組んでいる事業については、対象となります。

5 施設功勞に該当する社会福祉施設の範囲は？

別表のとおり。

6 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」の役員の範囲は？

理事・監事とし、議決権を有しない評議員、顧問、相談役等は対象となりません。

7 表彰の対象となる「社会福祉施設の役職員」の職員の範囲は？

法人本部の職員については施設業務と一体であり対象としています。
専任職員とは、当該施設に常勤する施設長、事務員、直接処遇職員などです。

8 在職年数は、複数の施設での在職期間を通算することが可能か？

複数施設での在職期間を通算できます。(公私施設間での期間も通算できます)
また、役職員としておりますので、職員から役員となった場合は、職員と役員の在職在任期間も通算できます。

<社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労>

1 民間社会福祉団体の具体的範囲は？

- ①法人格を有しており、社会福祉事業を行っていること。
- ②第1種または第2種社会福祉事業を実施していること。
- ③市町全域及び一定の広がりを持つ活動を実施するなど、市町民全体の福祉向上に寄与している団体であること。
- ④毎年度継続して活動を展開していること。

2 市町村社協合併に伴い合併前の社協との合併後社協の勤続年数は通算できるか？

理事・監事・事務職員・現業従事者のいずれについても、新社協に身分が移行している場合は通算を認めます。

なお、業歴欄には合併前後の業歴が分かるよう記入してください。

<優良社会福祉協議会、優良ボランティア>

1 功績顕著及び優良の範囲は？

社会福祉施設功労の3に準じて、地域福祉活動全般において他に比して優秀というような抽象的なものではなく、〇〇の活動又は数値として実効があがっている等、具体的な効果をもって推薦してください。

<地域福祉功労（感謝）>

1 地域福祉功労（感謝）の具体的要件は？

会長表彰審査基準表のとおり。

- ①表彰基準には該当しないが、県社協会長が感謝の意を表することによって、個人又は団体の活動が活性化し、当該地域における他の模範になる等の奨励効果が大きいこと
- ②特筆すべき功績があること等

(別表)

愛媛県社会福祉協議会会長表彰 社会福祉施設等一覧

区 分	社会福祉施設等
生活保護に関係する施設	救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設
児童福祉に関係する施設等	乳児院（乳児預り所を含む） 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 知的障害児施設（自閉症児施設を含む） 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を含む） 肢体不自由児施設（通園、療護施設を含む） 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助施設
老人福祉に関係する施設等	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センターの中のデイサービス事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人居宅介護等事業（ホームヘルパー） 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム） 小規模多機能型居宅介護支援事業
身体障がい者福祉に関係する施設等	視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設を除く） 身体障害者福祉センターの中の地域活動支援センターの事業に担当する事業 【身体障害者更生援護施設の経過措置施設】 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設
知的障がい者福祉関係する施設等	【知的障害者援護施設の経過措置施設】 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮
売春防止に関係する施設	婦人保護施設
精神保健及び精神障がい福祉に関係する施設等	【精神障害者社会復帰施設の経過措置施設】 精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者福祉工場
障害者総合支援法に関係する施設等	【障害者福祉サービス事業】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童デイサービス 共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害者支援施設
その他の社会福祉施設・その他の施設	社会事業授産施設 （6か月間、生活保護法による委託事務費が支弁され、かつ、期間中の利用人員が定員に対し、平均して50%をこえた実績のあるもの）